

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

栃木市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	【事務全体の概要】 ・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・健診のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施及び勧奨 ④妊娠届の受理及び審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出及びその審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付 ⑩養育医療の給付に係る費用の支給及び費用の徴収 ⑪こども家庭センターの事業の実施に関する事務 ※④はサービス検索・電子申請機能での受領を含む。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健事業ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項（利用範囲） 別表第70の項 ■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第40条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42・48・71・80・95・102・125・161の項（表の第3欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第4欄（利用特定個人情報）に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」「母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業又は未熟児の訪問指導に関する情報」「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項） 【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95・96の項（表の第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（特定個人情報利用事務）に「母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって第97条で定めるもの」「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって、第98条で定めるもの」が含まれる項）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭センター
②所属長の役職名	こども家庭センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	栃木市役所 こども未来部 こども家庭センター 住所：栃木市今泉町2丁目1-40 電話0282-25-3505
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	栃木市役所 こども未来部 こども家庭センター 住所：栃木市今泉町2丁目1-40 電話0282-25-3505
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	手作業でマイナンバーを入力する必要がある際には、申請者からマイナンバーの提供を受け真正確認を行っている。また、入力した項目は複数人の目を通した後に最終的な紐づけを行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	事務取扱者間での適切な引継ぎや、上長からの監督・情報共有を継続的に行っている。	

変更箇所

[illegible]